

## 0. こども・若者が権利の主体であることを共有し、その権利の啓発に取り組む

### 【施策の方向性】

- ①こども・若者が権利の主体であることの理解の促進・啓発
- ②こども・若者の権利に関する理解の促進・啓発
- ③こども・若者の意見聴取・意見表明の機会の確保及び政策への反映

### 【こども大綱では？】

・こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながり、おとなは、こども・若者の最善の利益を実現する観点からこども・若者の意見を年齢や発達に応じて尊重する。こども・若者が意見表明をし、社会に参加する上でも意見形成は欠かせないものであることから、意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。(P10)

### 【現状(●)・課題(○)等】

●こども基本法では、国及び地方公共団体は、こども施策を策定、実施及び評価にあたっては、こども・若者等の意見を反映させるための措置を講ずるものとされています。

●現在のところ、こども施策の策定等をするにあたって、こども・若者の意見の反映は十分ではない状況です。

○こども・若者自身も自らが権利の主体であり、意見表明やその他の権利があることを十分に認識していません。

○こどもの権利やこどもの意見表明・意見聴取について、行政をはじめ関係機関等の理解・周知が十分でない状況です。

○こどもの意見表明・意見聴取、そのフィードバックの方法等について、本市としてその具体的な実施手法が確立されていません。

## 1. 安全に安心して産み育てることができる環境づくり

### ① 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

#### 【こども大綱では？】

こどもの誕生前から幼児期までは、こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期であるとともに、この時期への社会的投資が次代の社会の在り方を大きく左右するため、社会全体にとっても極めて重要な時期である。(中略)「こどもの育ち」に係る質にも社会がしっかりと目を向け、保護者・養育者の就労・養育状況を含むこどもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ、ひとしく、切れ目なく、ウェルビーイングの向上を図ることが重要である。(P24)

#### 【現状(●)・課題(○)等】

●伴走型相談支援として、妊娠届け出時の面談や妊娠 8 か月アンケート、妊産婦健診を通じた医療機関との連携、「こんにちは赤ちゃん事業」の乳児全戸訪問、また南北保健福祉センターでの乳幼児健診等の機会を捉え、地区担当の保健師が中心となって、妊産婦の不安や困りごとに寄り添いながら相談支援を実施しています。

●妊娠届け出時の面接では、今後の見通しを計画する妊娠期から子育て期のサポートガイド(サポートプラン)を妊婦と保健師が一緒になって作成しています。

●妊産婦家庭の状況に合わせて、産前産後ヘルパー派遣事業、産後ケア事業などの個別支援・サービスにつないでいます。

○妊娠期においては、具体的に出産や育児をイメージできるような情報を求める人が多く、乳幼児期においては、こどもの年齢が上がるにつれ、育てにくさを感じている保護者が増える傾向にあります。

○保育施設等に通っていないこどもの保護者は、相談相手が少なく、相談先も知らない傾向にあります。

○核家族、共働き家庭が増えていることから、妊娠中や産後の家事や育児の援助などのサポートが求められています。子育てを周囲のサポートを受けながら楽しめるよう、今後も妊娠期からの支援を行う必要があります。

## ② 地域の支援団体や学校などと連携した支援

### 【こども大綱では？】

・こども・若者の「居場所」とは、こども・若者が遊んだり、何もしなかったり、好きなことをして過ごす場所や時間、人との関係性全てが「居場所」になり得るものであるが、その場を居場所と感ずるかどうかはこども・若者本人が決めるものであるという前提に立って居場所づくりを推進する。(P27)

・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に進め、こどもを地域全体で育む地域とともにある学校づくりと、地域やこどもをめぐる課題解決のためのプラットフォームにもなり得る学校を核とした地域づくりを推進する。(P27)

### 【現状(●)・課題(○)等】

●全てのこども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていく必要があります。

●平成 21 年度に制定した「尼崎市子どもの育ち支援条例」に基づき、子育てコミュニティソーシャルワーカーを配置し、こども食堂やこどもの居場所等に取り組む地域の子育て支援団体・グループの支援を行っています。

●こども・若者が安心して過ごすことができ、地域でこども・若者を見守り、支える場でもあるこども食堂やこどもの居場所は、地域の子育て支援団体・グループの活動により着実に増加しています。

●地域と学校の連携・協働をさらに進めていくため、令和 2 年度から地域の皆さんの意見を学校の運営方針に反映させる仕組みであるコミュニティ・スクール(学校運営協議会)をモデル校に導入し、その取組を進めてきました。令和 6 年度では、全小学校 41 校でのコミュニティ・スクールの導入、令和 7 年度には、市立学校全校にコミュニティ・スクールの導入を完了させる予定です。

○こども・若者が安全に安心して過ごせる居場所について、こども・若者に広く、わかりやすく周知していく必要があります。

○学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組み、学校と地域が一体となって子どもたちを育てるために、導入したコミュニティ・スクールを活用し、「地域とともにある学校づくり」の更なる推進を図る必要があります。

### ③子育てしやすい魅力あるまちづくりに向けた取組

#### 【こども大綱では？】

こどもや子育て当事者の目線に立ち、こどものための近隣地域の生活空間を形成する「こどもまんなかまちづくり」を加速化し、地域住民の理解を得た上で、こどもの遊び場とそのアクセスの確保や親同士・地域住民との交流機会を生み出す空間の創出などの取組を推進する。子育てにやさしい住まいの拡充を目指し、住宅支援を強化する。(P16)

こどもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することが全てのこどもが健やかに育つための大前提であるとの認識の下、有害環境対策、防犯・交通安全対策、製品事故防止、防災対策等を進める。(P23)

#### 【現状(●)・課題(○)等】

(まちづくり)

●交通の利便性が高く、大阪・神戸といった大都市に近く、市内にも多くの働く企業が立地しているため、働きながら、子育てもしっかりできるまちです。また、地価が近隣市と比べて手ごろであるため、利便性と地価のバランスが非常によいです。

●駅前の再開発などが進み、まちの景色が変わりつつあり、まちのイメージが向上しています。  
(防犯・マナー向上)

●安全で安心して暮らせるまちを実現するため、警察や防犯協会等と連携した防犯意識の普及・啓発の実施、防犯カメラ設置・更新に係る助成、自転車盗難防止に関する取組等を行っています。

●望まない受動喫煙と、身体や財産への被害の防止するため、令和6年度末までに市内13駅の周辺における路上喫煙禁止区域の指定を完了し、令和7年4月から路上喫煙禁止区域内において規定に違反して、路上喫煙する者を現認すれば、その場で過料処分を行う条例改正を行いました。

(まちづくり)

○改善傾向にはありますが、ファミリー世帯の転出傾向は継続しており、更なる取組を進めていく必要があります。

○单身向けの賃貸住宅が多いなど、子育て世帯が住むような広さの住宅が不足しています。

(防犯・マナー向上)

○自転車盗難件数については、依然、高い数値であり更なる対策が必要です。

○市内13駅に指定する路上喫煙禁止区域の範囲や規制内容をお知らせする告知物や広報活動が不足しており、その結果、路上喫煙禁止区域における規制内容の認知が不足しています。

## 2.子育てと仕事の調和の実現に向けた環境づくり

### 【施策の方向性】

- ① 保育施設等や児童ホームの適正な保育の量の供給及び質の向上
- ② 保育士の確保・定着化の取組
- ③ 障害児、医療的ケア児への支援及び要支援家庭のこどもへの対応
- ④ 子育て家庭の負担軽減

### 【こども大綱では？】

・子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるように取り組む。子育て当事者を社会全体で切れ目なく支えていくことは、こどもと子育て当事者の幸せにとって欠かせない。同時に若い世代にとって、子育てへの安心感や見通しを持つことにつながる。(P11)

### 【現状(●)・課題(○)等】

- 保育施設や児童ホームの新規開設などによる定員増や保育士・放課後児童支援員等の確保・定着化による受入児童数の増など、待機児童の解消に向けて取組を進めています。

保育施設、児童ホームのニーズの推移【図表等】

保育施設・児童ホームの待機児童数の推移【図表等】

- 不適切保育についての相談窓口を設置し、事案の対応に努めています。
  - インクルーシブ保育の推進のため、医ケア児の受入施設の拡充などが必要です。
  - 第4次民間移管計画で予定していた公立保育所の民間移管が全て完了しました。
  - 公立保育所の長寿命化工事や、民間保育園の建替え・大規模改修に係る補助事業を行うなどして、既存施設の老朽化対策に努めています。
- 近年の少子化傾向も踏まえ、将来的な保育や児童ホーム等のニーズを慎重に見極めながら待機児童対策に取り組んでいく必要があります。
- 全国的にみても、保育士等の不足が顕著化していることから、更なる保育士等の確保・定

着化に向けた取組が必要です。

- ・ 保育環境の変化や保育ニーズの多様化、保育施設の老朽化等を踏まえ、公立保育所の今後のあり方について検討を行う必要があります。
- ・ 医ケア児や支援が必要な子どもの保育等のニーズに対応していけるよう、受入施設の拡充や障がい児保育等の推進につながる支援を行う必要があります。
- ・ 令和 8 年度から本格実施が義務化されている「こども誰でも通園制度」の実施に向けて、提供体制の確保などの取組が必要です。

- 学校や幼稚園・保育所などでの諸手続きが煩瑣であり、保護者の負担軽減のための合理化が必要です。

### 3 すべての子どもが健やかに育つ環境づくり

- ①保健・福祉・医療などの連携によるこどもや家庭への総合的な支援
- ②いくしあと一体的な児童相談所の設置・運営

#### 【こども大綱では？】

- ・虐待相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援体制の強化を行う。(P20)
- ・こども家庭センターの設置や訪問家事支援等の家庭支援、こどもや親子の居場所支援の推進等を行うとともに、市町村の支援の中心となるこども家庭センターが、地域の保育所、学校などや支援の担い手である民間団体を含め、要保護児童対策地域協議会などの地域のネットワークと一体となって継続的に支え、虐待予防の取組を強化する。(P20)
- ・市町村及び児童相談所の体制強化を図るための人材の採用・育成・定着支援、専門人材の活用促進等を進める。また、支援現場の業務効率化のためのICT化を推進する。(P21)

#### 【現状(●)・課題(○)等】

- 「いくしあ」では、児童虐待、不登校、ひきこもり、ヤングケアラー、発達障害、生活に課題や困難を抱える子どもなどの社会的支援を必要とする子どもや家庭に寄り添い、保健・医療・福祉・教育などの分野を超えた総合的な支援を実施するとともに、虐待の予防や早期発見・対応に取り組んでいます。
- 子どもの支援に携わる市職員と民間事業者が相互理解のもと事例検討を行うなど、地域と協働して支援を行うためのネットワーク構築に向けて取り組んでいます。
- 児童福祉法の改正に伴い、令和6年4月より子どもの育ち支援センター「いくしあ」と南北保健福祉センターの3拠点でこども家庭センター機能を設置し、母子保健・児童福祉の一体的な相談支援を行っている。
- 令和8年4月の児童相談所(児相)設置に向け、「いくしあ」との一体的かつ効果的な支援体制を目指し、各種取組(組織運営のあり方の検討、人材確保・育成、関係機関等とのネットワーク強化、施設整備等)を進めています。

○要保護児童対策地域協議会(要対協)管理ケースが年々増加しており、複雑化・複合化する相談に対応するため、関係機関等との連携を深めながら支援する体制づくりが必要です。

○地域資源の開拓や、地域と協働で支援を実施する必要があります。

○児童相談所の設置・運営にあたっては、児童福祉司や児童心理司、児童指導員等の専門職(スーパーバイザー含む)の確保・育成が喫緊の課題です。また、その他にも医師や弁護士、警察、学校連携コーディネーター(指導主事)など、多職種の専門職を確保する必要があります。

### ③こどもの貧困解消に向けた取組

#### 【こども大綱では？】

・こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切る必要がある。地域や社会全体で課題を解決するという認識の下、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労の支援、経済的支援を進める。(P18)

・ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組む。また、こどもに届く生活・学習支援を進める。(P34)

#### 【現状(●)・課題(○)等】

●貧困によってこどもの将来が閉ざされることがないよう、こどもの将来の自立を後押しするため、生活保護世帯を含む生活困窮世帯のこどもとその保護者を対象に、学習支援や生活習慣・育成環境の改善に関する助言、進学や就労といった進路選択に関する情報提供など包括的な支援を実施しています。

●一般的に保護者の所得など家庭の状況がこどもの学力や体験の機会に影響を与えるなど、教育における格差の問題が指摘されています。

●児童扶養手当の受給者(全部停止者を除く)に限定すれば、受給者数は令和4年～令和6年度は 3,752 人、3,633 人、3,481 人とそれぞれ減少傾向である。

○こども・若者の貧困は、経済的な面だけではなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、こどもの権利利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な課題です。

#### ④障害を抱えるこども・家庭への支援

##### 【こども大綱では？】

こども基本法に加え、障害者の権利に関する条約の理念を踏まえ、障害のあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進し、それぞれのこども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援する。

##### 【現状(●)・課題(○)等】

●「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のあり方について(基本方針)」(あまっ子方針)を策定し、特別な支援を必要とする児童・生徒に対し、支援体制の充実を図るなど各種施策を進めています。

●「尼崎市立学校園における医療的ケア実施体制ガイドライン」に基づき、医療的ケアの必要な幼児児童生徒の心身の状況に応じた適切な支援を行っています。

●訪問看護ステーションと看護業務に係る協定を締結したことにより、医療的ケアの実施体制を整備しました。

●令和3年度から、全ての市立幼稚園に「教育支援員」を配置、令和5年度から全ての小・中学校(夜間中学校を除く)に「特別支援教育支援員」を1名ずつ配置しました。

●また、生活介助が必要な児童生徒が、多数在籍する小・中・高等学校に生活介助員を配置し、教室・学校からの飛び出し、異食・更衣・排泄・移動等の未確立といった生活上の困難を改善し、児童生徒の安全を確保するとともに、通常の学級及び特別支援学級の学習を円滑に行うことができるよう支援しました。

●療育が必要な子どもたちが通う場でのサービスをより良いものにし、通学先や保護者とのつながりを大切にすることで、切れ目のない支援につなげていくことが必要です。

○特別な支援が必要な子どもや医療的ケア児の保育や放課後児童育成のニーズに対応していけるよう、受入施設の拡充や障がい児保育等の推進につながる支援を行う必要があります。

○特別な支援が必要なこどもが増加しているため、私立幼稚園等においても、特別な支援が必要なこどもを受け入れるための環境を整備する必要があります。

## ⑤子どもの人権擁護とさまざまな困難を抱えるこどもの理解と支援

### 【こども大綱では？】

・こどもの権利が侵害された場合の救済機関として、地方公共団体が設置するオンブズパーソン等の相談救済機関の実態把握や事例の周知を行い、取組を後押しする(P15)

・いわゆるヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまうなど、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、こども本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらいことから、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていく。(P22)

### 【現状(●)・課題(○)等】

●いじめや体罰等の子どもの人権侵害に関する救済申立や相談を受け付け、解決に向けた調査等を行い、子どもの人権を保障する活動を行っています。

●ヤングケアラーは家庭内の問題であり、表に出にくいものです。ヤングケアラーの当事者と、つながっていけるようなイベントを定期的 to 実施することで、関係性を構築し、支援につなげています。

●ヤングケアラーの早期発見・支援につなげるため教員向け資料を作成し、市立小・中・高校に配布しました。

○尼崎市子どものための権利擁護委員会は、相談件数は増加しているが、こども・若者に十分知られているとはいえません。また、こども本人からの相談が少ないため、こどもを対象にした児童の権利条約等に関する啓発や意見表明の機会を提供していく必要があります。

○家庭環境上支援を必要とするヤングケアラー等は、自ら声をあげるケースが少なく、発見・相談・支援につなげることが難しい状況です。

## 4. 子どもたちの生きる力をはぐくむ環境づくり

### ①学ぶ力と健やかな体の育成

#### 【こども大綱では？】

幼保小の関係者が連携し、こどもの発達にとって重要な遊びを通じた質の高い幼児教育・保育を保障しながら、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の改善を図る。(P26)

学校は単に学ぶだけの場ではなく、安全に安心して過ごしなが、他者と関わりながら育つ、こどもにとって大切な居場所の一つであり、こどもの最善の利益の実現を図る観点から、また、格差を縮小し、社会的包摂を実現する観点から、公教育を再生させ、学校生活を更に充実したものとする。(P26)

#### 【現状(●)・課題(○)等】

##### (就学前教育)

●少子化の影響や就労と子育てを両立する家庭の増加等に伴う保育需要の増加等により、市立幼稚園の園児数は大幅に減少し、一方では、特別な支援が必要な子どもの入園割合は増加傾向のため、特別支援教育のあり方についても検討が必要な状況にあります。

##### (学力の向上)

●あまっ子ステップ・アップ調査を毎年実施し、自校の成果や課題を分析しており、全学年、学力低位層の減少が見られたことから、基礎学力の定着に一定の成果が見られました。これまでの取組に一定の成果が見られる中、これからは基礎学力を活用し、探求および発展的な学びにも注力することが重要です。

●各校の実情に応じた帯学習、放課後学習を実施し、基礎学力の定着を図りました。

●全ての小・中・高・特別支援学校に外国人外国語指導助手(ALT)を派遣・配置するとともに外国語活動指導補助員(JTE)を派遣・配置しました。今後も、ALT や JTE を効果的に配置するなどの学校指導体制の充実が必要です。

##### (体力向上)

●毎年度「あまっ子体力向上プラン」を策定し、児童生徒の体力・運動能力向上の取組の紹介や新体力テストの結果などを掲載、運動能力向上の為のリズムジャンプの紹介等を行いました。また、各校の体力テストの結果や運動事例、家庭でも取り組むことができるなわとびカードの配布を行いました。

○小・中学校において、新体力テストの結果が兵庫県の平均を下回っています。

②この尊厳や人権が尊重され、ひとりひとりが自分らしく生きることができる教育の推進

【こども大綱では？】

・いじめ防止対策推進法に基づいた対応の徹底を図るとともに、道徳科や学級・ホームルーム活動等におけるこども主体でのいじめ防止に資する取組の実施、いじめの積極的な認知と早期の組織的対応、相談先の確保、関係機関等との連携の推進など、いじめ防止対策を強化する。(P29)

・不登校はどのこどもにも起こり得るものであり、不登校というだけで問題行動であると受け取られることのないように配慮する(略)全てのこどもが教育を受ける機会を確保できるよう、学校内外の教育支援センターの設置促進・機能強化を図り、学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)を全都道府県・政令指定都市に設置する(P30)

・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどの専門家にいつでも相談できる g 環境の整備

【現状(●)・課題(○)等】

(多様な学び)

●学校等の教育現場を基盤として関係機関と連携し、児童生徒の思いに寄り添って福祉的援助活動を行うスクールソーシャルワーカーの増員を進めました。

●本市の不登校児童生徒数の出現率は全国を上回る状況にある中、市内3か所に教育支援室(ほっとすてっぴ)を設置し、通級ができない場合はオンラインによる教育相談や学習支援も実施しました。

●誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策・支援の一つとして、柔軟な教育カリキュラムの編成などが可能な『学びの多様化学校』の設置に向けた検討を進めました。また、不登校の児童生徒がフリースクール等を利用する場合の経済的な負担軽減を目的とした補助制度を実施します。

(日本語支援を必要とする幼児児童生徒への支援)

●日本語指導を必要とし、言語の障壁による心のケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する学校・園に、母語を理解できる多文化共生支援員を派遣し、ひらがな・カタカナの読み書きや簡単な日常会話ができるよう支援しました。

(いじめ防止)

●小・中・高等学校において専門的知識を有する支援員による出前授業を実施し、ネットいじめの防止に向け、SNS をはじめとする情報モラルの向上を図りました。

●中・高等学校において、いじめ防止に向け匿名報告アプリ「STAND BY」を導入するほか、小・中・高等学校を対象に学期に1度のいじめに関する市内統一アンケートを実施し、いじめの

早期発見に向けて取り組みました。

○児童生徒のスマホ所持率の増加とともに、スマホを介したトラブルやネットいじめも増加傾向にあることから、児童生徒自身がスマホやタブレットの取扱いに関して主体的にルールを考え、事案を未然に防ぐ必要があります。

### ③こども・若者の活動を支援

#### 【こども大綱では？】

・こどもや若者が主体となって活動しているこども会議、若者会議、ユースカウンスルなどは、こどもや若者の社会参画の機会の一つであり、これらの活動がより充実するよう、連携を強化するとともに、好事例の展開等を進める。(P37)

#### 【現状(●)・課題(○)等】

●ユースワークの視点に立ったこども・若者の居場所として、ユース交流センターを設置・運営しています。ユース交流センターには、青少年への支援を行う「ユースワーカー」が在籍しており、若者の”やりたい”を支援したり、こども・若者の様々な相談に乗ったりしています。

●ユース交流センターの取組が全市展開されるよう、各地域課と連携をしながらサテライト事業を実施しています。

●ユース交流センターにおいて、若者が主体となり、日々感じている違和感や希望を表明し、課題やその解決策を市に提案するユースカウンスル事業を実施しています。

●ユース世代の活動や子ども若者の支援に取り組む団体の活動などを支援する補助制度である「子ども・若者応援基金活用事業補助金」を創設しました。

また、補助事業の審査を行う付属機関に、若者委員3名を加え、その意見を聴いて補助事業の選定をしています。

○ユース交流センターは市域の北東部に位置しており、また公共交通機関の便もそれほど良くないことから、利用者は近隣の青少年が中心となっています。

○ユースカウンスル事業においては、参加メンバーの人数が限定的であり、全市的にこども・若者が参画する機会が十分ではありません。

○補助事業では、ユース世代からの申請数が限定的で、ユース世代や子ども・若者支援団体に事業周知を図る必要があります。





## II 計画がめざすこと(基本理念)

### 1. 国におけるめざす姿

国は「こども基本法」及び「こども大綱」に基づき、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会である「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。こども大綱では、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、以下の6つの柱をこども施策の基本的な方針としています。

- ① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む
- ⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

また、こども大綱とともに示された「はじめの100か月の育ちビジョン(幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン)」では、こどもを妊娠してから、小学校1年生の途中くらいまでの「はじめの100か月」は、長い人生において幸せな状態(ウェルビーイング)で過ごすための基盤となる最も重要な時期とされています。すべてのこどもが等しく、健やかに育つことができるよう、以下の5つのビジョンが示されています。

- (1) こどもの権利と尊厳を守る
- (2) 「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める
- (3) 「こどもの誕生日前」から切れ目なく育ちを支える
- (4) 保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする
- (5) こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

本計画においても、こうした国の考え方や方針に基づき、本市のこども施策に取り組んでいくこととします。

### 2. 本市におけるめざす姿

本市には、平成21年(2009年)12月に制定された「尼崎市子どもの育ち支援条例」(以下、「条例」という。)があります。条例は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、こどもの人権を尊重することを基本に、こどもの育ちを社会全体で支える仕組みを定めることにより、すべてのこどもが健やかに育つ社会の実現に寄与することを目的としています。

また、条例第3条には、子どもの育成に関し、次の4つの基本理念を掲げています。

- ① 子どもの年齢及び成長に応じ、その意見が尊重され、子どもにとっての最善の利益が考慮されること。
- ② 子どもが様々な責任を果たすことができる大人に成長することができるように、その学び、育つ力が伸ばされるとともに、子どもが他者とのかわりを大切に主体的に考え、行動していく力がはぐくまれること。
- ③ 保護者、地域住民、子ども施設、事業者及び市により、それぞれの役割又は責務に応じ、主体的な取組がなされるとともに、これらの者の相互の連携により、子どもが健やかに育つことができるための環境が整えられること。
- ④ 福祉、保健、教育その他の関連分野において、子どもの育成に関して総合的な取組がなされること。

条例の基本理念や目的は、こども基本法やこども大綱の基本的な考え方や方針と整合していること、本計画は条例第12条の推進計画に位置付けられることから、本計画における本市のめざす姿として、条例の前文にある「こどもの笑顔が輝くまち あまがさき」の実現をめざす姿とします。



# 1 教育・保育の量の見込みと確保方策の進捗状況（令和6年度）

○ 令和6年度（4月1日時点）の量の見込み（保育ニーズ）は就学前児童数が減少傾向にある中でも依然として増え続けていることから計画よりも実績が大きく（481人）上回った。

また、幼稚園等における長時間の預かり保育を利用することで保育ニーズに対応できた方が増えた（計画より261人多かった）ことから、確保方策の実績は計画よりも72人上回った。

量の見込みが大幅に増えていることもあり、確保方策（※）は406人不足している状況である。

事業計画（市全域 2・3号認定のみ）

（単位：人）

	令和6年度		差引
	計画	実績	
① 量の見込み	9,856	10,337	( 481)
② 確保方策	9,859	9,931	( 72)
差引(②-①)	3	△406	

（※）本市の事業計画における確保方策（2・3号認定）の計上項目

- ・ 認可施設の利用定員
- ・ 企業主導型保育事業の利用定員（地域枠のみ）
- ・ 定員の弾力運用により受け入れている人数
- ・ 幼稚園の預かり保育等により保育ニーズに対応している人数

② 確保方策（令和6年度）

計画：9,207人（R5.4.1日時点）+増加定員313人  
+定員の弾力化199人+幼稚園の預かり保育等140人=9,859人  
実績：9,221人（R5.4.1日時点）+増加定員216人  
+定員の弾力化 93人+幼稚園の預かり保育等401人=9,931人

（参考 ※② 確保方策の内訳）

②のうち利用定員（認可施設）	9,326	9,259	( △67)
②のうち利用定員（企業主導型）	194	178	( △16)
②のうち定員の弾力運用	199	93	(△106)
②のうち幼稚園の預かり保育等	140	401	( 261)

②のうち定員の弾力運用（令和6年度）

計画： 199人（R6.4.1日時点）  
実績： 93人（R6.4.1日時点）  
差引：△106人（R6.4.1日時点）

（参考 ※入所児童数）

入所児童数（認可施設）		9,348
入所児童数（企業主導型）		58

未入所児童数

量の見込み10,337人 - (入所児童数9,406人 + 幼稚園の預かり保育等401人)  
=530人

令和6年度の待機児童数は11人（前年比：△37人）、未入所児童数は530人（前年比：△67人）

## 2 教育・保育に係る確保方策ごとの進捗状況（令和6年度）

○ 保育定員の増に係る確保方策は「①認可保育所の新設」「②法人園の改築等」「③公立園の民間移管」などにより定員の確保に努めたが、既存園における利用定員の減や企業主導型保育事業の廃止に伴う定員の減により計画よりも97人下回った。

また、「定員の弾力運用」は保育士不足等により計画より下回ったが、前年度（△64人）と比べると大きく（157人）増加した。

加えて、「幼稚園の預かり保育等」による保育ニーズへの対応も需要が増えており、計画より大きく（261人）上回った。

### 令和6年度(令和6年4月1日時点)

保育定員増に係る確保方策	計画	実績	差引
① 認可保育所の新設	(3ヵ所) 270人	(3ヵ所) 270人	(0人)
② 法人園の改築等	(3ヵ所) 28人	(3ヵ所) 28人	(0人)
③ 公立園の民間移管	(1ヵ所) 5人	(1ヵ所) 5人	(0人)
④ 小規模保育事業の再開	(0ヵ所) 0人	(1ヵ所) 12人	(12人)
⑤ 既存園の定員増	(1ヵ所) 10人	(10ヵ所) △87人	(△97人)
⑥ 企業主導型保育事業の定員増	(0ヵ所) 0人	(2ヵ所) △12人	(△12人)
合計	313人増	216人増	(△97人)

「①認可保育所の新設」や「②法人園の改築等」、「③公立園の民間移管」は、計画どおり定員を確保した。また、小規模保育事業を再開した施設があり、計画とは別に12人の定員増となった。

「⑤既存園の定員増」は、認可保育所2ヵ所(20人)、認定こども園3ヵ所(38人)、小規模保育事業5ヵ所(29人)が利用定員を見直したことにより、87人の定員減となった。

「定員の弾力運用」は新設認可保育所(4・5歳児)の入所児童数が利用定員よりも少なかったことや、保育士不足のほか、地域や年齢によるアンマッチなどの理由により、実績は93人であった。なお、保育士確保策の推進などにより、昨年度より157人上回った。

定員の弾力運用 計画:199人 実績: 93人 (差引:△106人)

幼稚園の預かり保育等 計画:140人 実績:401人 (差引: 261人)

利用者支援において幼稚園の預かり保育等の情報を保護者へ案内したことにより、一定の保育ニーズ(401人)にも対応できた。

### 令和6年度 保育定員の確保状況

計画 定員増分 313人 ・ 弾力運用 199人 ・ 幼稚園の預かり保育等 140人 → 計 652人

実績 定員増分 216人 ・ 弾力運用 93人 ・ 幼稚園の預かり保育等 401人 → 計 710人

計画に対して、定員増分は97人少なく、弾力運用は106人不足し、幼稚園の預かり保育等は261人多く、合計で58人上回った。

### 3 教育・保育に係る確保方策ごとの取組内容（令和7年度）

- 令和7年度は以下の確保方策により**365人**の定員増を図るとともに、保育士の確保・定着化策を強化し、定員の弾力運用により児童の受入増に繋がる取組みを進める。
- また、入所利用調整において、平日夜間や休日の電話による個別相談や、入所に至っていない保護者への追加調整のほか、幼稚園の預かり保育等の空き状況についても案内をするなど、きめ細やかな入所支援を行うことで一人でも多くの児童が保育施設等に入所できるよう努める。

令和7年度(令和7年4月1日時点)			
保育定員増に係る確保方策	計 画		備 考
① 認可保育所の新設	(4カ所)	360人	・令和5年度公募分
② 法人園の改築等	(1カ所)	5人	
合 計	365人増		

#### 定員の弾力運用

保育士の確保・定着化策をさらに強化するほか、「保育士・保育所支援センター(あまのかけはし)」を活用した就労促進をするなど、取組を進めることで定員を超えて受け入れる児童数の増加を見込む。

#### 丁寧な利用調整

利用者支援事業(特定型)において、保護者のニーズに応じた丁寧な利用調整(夜間や休日の電話連絡や追加調整、預かり保育の空き状況の案内)を行うことで、一人でも多くの入所に繋がるよう取り組む。

## 4 教育・保育に係る取組の考え方（令和7年度以降）

- 近年の少子化による就学前児童数の減少傾向を踏まえると、いずれは保育ニーズも頭打ちとなることが想定される。そのため、今後の保育ニーズの動向を的確に見極めながら、既存施設を活用した待機児童対策に努めていく必要がある。しかしながら、現状では、直近の保育ニーズ（実績値：10,337人）が事業計画の量の見込み（計画値：9,856人）を481人上回っており、前年度と比較しても345人増加しているなど、当分の間は増加していく傾向にあると思われる。

そうしたことから、次期事業計画（令和7年度から令和11年度まで）の策定にあたっては、就学前児童の保護者を対象としたニーズ調査の結果を基に、今後の推計人口や保護者の利用意向を勘案した潜在的な保育ニーズを算出するとともに、直近の保育ニーズの推移と比較するなどして、より実態に近い保育ニーズを設定し、また、令和8年度からのこども誰でも通園制度の本格実施など、国の動向を踏まえた上で、適正な供給量の確保に努める。

- 保育定員は、令和7年4月時点においては9,802人（※1）としているが、直近の保育ニーズ（10,337人）よりも少なく、今後も数年間は保育ニーズが増加傾向にあることが見込まれる。そのため、今後は保育士の確保・定着化策に重点的に取り組み、加えて、丁寧な利用調整を行うことにより、定員の弾力化（※2）を推進するとともに、幼稚園の預かり保育等の案内などにより、一定の保育ニーズに対応していくなど、既存施設を活用することで、効率的かつ効果的な待機児童対策を実施し、早期の待機児童解消に努める。

（※1 保育定員（令和6年4月時点）9,437人＋令和7年4月までの定員増に係る確保方策365人）

（※2 保育士不足等により、令和6年4月時点で定員の弾力化は93人であり、計画よりも106人少ない）

## 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の進捗状況等

(1) 放課後児童健全育成事業 (児童ホーム)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人)	3,664	3,539	3,577	3,510	3,447
1年生	1,299	1,255	1,268	1,244	1,222
2年生	1,027	992	1,003	984	966
3年生	767	741	749	735	722
4年生	386	373	377	370	363
5年生	132	127	128	126	124
6年生	53	51	52	51	50
②確保方策(人)	3,112	3,329	3,577	3,577	3,577
不足(②-①)(人) 計画の需給の状況	▲ 552	▲ 210	—	—	—
③申請者数(人) (量の見込みの実績)	3,828	3,811	3,650	3,674	—
1年生	1,285	1,328	1,322	1,298	—
2年生	1,041	1,062	1,045	1,084	—
3年生	776	732	734	742	—
4年生	456	403	314	342	—
5年生	193	184	144	141	—
6年生	77	102	91	67	—
④確保定員(人) (確保方策の実績)	3,447	3,458	3,390	3,315	—
不足(④-③)(人) 実績の需給の状況	▲ 381	▲ 353	▲ 260	▲ 359	—
不足(④-②)(人) 確保の状況	335	129	▲ 187	▲ 262	—
待機児童数(人)	481	416	205	269	—
取組の 成果と課題	<p>公立児童ホームは、令和6年度から開所時間を午後7時まで延長するため、検討会を設置して実施案を策定した。また待機児童数の多い武庫庄児童ホームの施設を学校教室を活用して増設し、令和6年度の定員を60人から100人に拡大するとともに、老朽プレハブ施設の立花北及び成徳児童ホームの環境改善を図るため、学校教室に移転した。</p> <p>民間児童ホームは経営難や指導員不足等で事業廃止する事業者が5箇所あったことから、定員数減となり、待機児童数の増加の要因となった。</p> <p>一方、こどもクラブにおいては、保護者ニーズに応え実施した開所時間の延長及び昼食時間帯の開室等の制度周知により、登録児童数が前年度4月に比べ1,268人(約51%)増加し、児童ホームの待機児童数の減少につながった。</p>				
今後の 取組方針	<p>保護者の子育てに係る負担軽減等を図るため、公立児童ホームについて、平日(長期休業期間含む)の開所時間を令和6年度から午後7時まで延長するとともに、公立児童ホーム及びこどもクラブのICT化等に取り組む。</p> <p>また、学校教室の活用による公立児童ホームの増設等について、引き続き学校等と協議・調整するとともに、民間児童ホームの定員数及び安定的な運営の確保につながる補助金制度を検討する。</p>				

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の進捗状況等

(2) 時間外保育事業 (延長保育事業)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人)	1,917	1,910	1,897	1,888	1,885
②確保方策(人)	1,917	1,910	1,897	1,888	1,885
差(②-①)(人) 計画の需給の状況	0	0	0	0	0
③利用者数(人)	1,370	1,468	1,584	1,606	—
差(③-②)(人) 確保の状況	▲ 547	▲ 442	▲ 313	▲ 282	—
取組の 成果と課題	令和4年度に比べると利用者数は増加しているものの、量の見込みは下回っている。毎年、利用者数は増加の傾向にあるため、今後も継続して取り組んでいく必要がある。				
今後の 取組方針	保護者の就労形態の多様化に伴い保育ニーズも増加していることから、様々な保育施設において安定して延長保育事業を実施し、利用者が安心して保育サービスを利用できるよう引き続き取り組んでいく。				

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の進捗状況等

(3) 利用者支援事業 (子育て家庭への相談支援)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①確保方策(箇所)	5	5	5	5	5
基本型	2	2	2	2	2
特定型	1	1	1	1	1
母子保健型	2	2	2	2	2
②設置数(箇所)	5	5	5	5	—
基本型	2	2	2	2	—
特定型	1	1	1	1	—
母子保健型	2	2	2	2	—
差(②-①)(箇所) 確保の状況	0	0	0	0	—
取組の 成果と課題	<p><b>【基本型】</b>                      子育て世帯が子育て支援員に育児に係る相談を行ったりアドバイス等が受けられることもなんでも相談を設置している。ニーズに応じ情報提供を行う、専門機関につなぐなど、相談者に寄り添う支援を実施した。</p> <p>また、いくしあ内にサロン及び利用者支援事業(基本型)の相談窓口を設置しており、相談員が利用者との何気ない会話の中から、利用者の困り事に寄り添い、必要に応じて情報提供やアドバイス、専門機関へのつなぎを行った。よりたくさんの方にサロンを利用いただけるように、定期的に読み聞かせ会を実施にするなどの工夫を行い、利用者の増加につなげることができた。今後も利用者のニーズに合わせた様々な取組の拡充を検討する必要がある。</p>				
	<p><b>【特定型】</b>                      相談コーナーにおいて各保育施設の案内ファイルの配架や子ども連れの相談者のためにキッズスペースを開放しているほか、毎月の各保育施設の空き情報を市ホームページに掲載するなど、保育施設の利用希望者に対して相談しやすい環境づくりや情報提供を継続して行った。</p> <p>また、利用に至らなかった方に対しては、保育士資格を有する専任の相談員を中心にアフターフォローを実施(その後の状況把握や保育施設・保育サービスに係る情報提供)したことで、入所につなげるなど、待機児童数の増加抑制に一定の効果(91人の未入所児童数の減)があった。加えて、令和6年4月に向けた入所利用調整業務において、AIを活用したことにより業務に係る時間の短縮が図れたため、短縮できた時間を活用して追加調整を行ったことで、75人の更なる入所につながった。</p> <p>しかしながら、申請者数の増加等に伴って保育施設の受け入れ可能人数が限られているため、今後も引き続き、利用希望者に対して、個別ニーズをより的確に把握したうえで、保育施設の利用等につなげていく必要がある。</p>				
今後の 取組方針	<p><b>【基本型】</b>                      こどもなんでも相談で相談を受ける職員は県の行う子育て支援員研修を受講するなど、利用者支援に係る相談対応の質を高めていき、利用者の個別の状況を把握し、情報提供を含め適切な支援を行うことに努め、より多くの子育て世帯の悩みや不安を解消することにつなげていく。</p> <p>また、いくしあでは引き続き、サロンの利用促進に向けて周知を行うほか、「読み聞かせ会」だけではなく、保育士と心理士等の専門職が協働で実施する「いくしあサロンわくわく会」を開催するなど、利用者のニーズに合わせたイベント等の取組を拡充し、保護者にとって敷居の低い身近な施設となるように取り組んでいく。加えて、保護者の悩みを少しでも軽減できるようにしていくため、保護者の困り事に寄り添いながら、必要な情報の提供を行っていくとともに関係機関との連携も深めていく。</p>				
	<p><b>【特定型】</b>                      今後も保育ニーズが増加することが見込まれるため、入所に係る相談に十分に対応していけるよう、引き続き、保護者への助言や情報提供を行っていく。また、AI活用により、業務スピードの短縮化を図るとともに、アフターフォローコールを休日夜間も実施することで、施設と入所希望者のマッチング精度を高め、より多くの児童の入所につなげていく。</p> <p><b>【母子保健型】</b>                      引き続き、利用者支援事業(母子保健型)相談窓口を周知し、妊産婦及び乳幼児等、支援の必要な対象の把握に努め、必要な支援につないでいく。今後も地域の団体との情報共有や課題等の共有を行い、地域全体で子育てを支えていけるような仕組みづくりにつなげていく。</p>				

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の進捗状況等

(4) 子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(延べ日数)	196	196	196	196	196
②確保方策(延べ日数)	196	196	196	196	196
差(②-①)(延べ日数) 計画の需給の状況	0	0	0	0	0
③利用日数(延べ日数)	100	158	203	360	—
差(③-②)(延べ日数) 確保の状況	▲ 96	▲ 38	7	164	—
取組の 成果と課題	<p>令和5年度の年間延べ利用日数は360日、年間延べ利用人数は89人であった。                      ショートステイ利用をしたことで、保護者の育児不安・疲れを軽減することや、保護者の入院等で児童の預かり先に困っていた家庭の安心感につながるなど適切な支援を行った。(令和5年度の利用理由の内訳は、育児疲れ60件、疾病8件、出産1件、その他20件であった。)                      なお、令和5年度は新型コロナウイルス感染予防が5類移行したことを機に、事業利用指定施設の受け入れに対する制限が緩和され、利用指定施設(全17施設)のうち実際に利用できたのは11施設であった。また、令和4年度よりも大幅に利用実績が増え目標値の日数を達することができた。</p>				
今後の 取組方針	<p>ショートステイが円滑に利用できるよう施設との関係を強化し、日頃から連携を図ることで利用率向上に努める。                      令和8年度の児童相談所設置を見据え、「①家庭的な環境のもとで愛情を持った養育」、「②大人との愛着関係の形成」、「③環境変化が少なく通園や通学が可能といった効果が見込める」といったことから、ショートステイの受入れ先に里親の居宅を追加する。</p>				

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の進捗状況等

(5) 地域子育て支援拠点事業 (つどいの広場、子育て支援ゾーンPAL)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(延べ人数)	90,585	90,595	90,198	89,802	89,398
②確保方策(箇所数)	11	11	11	11	11
③利用者数(延べ人数)	48,535	59,495	75,048	77,449	—
④設置数(箇所数)	10	11	11	11	—
差(④-②)(箇所数) 確保の状況	▲ 1	0	0	0	—
取組の 成果と課題	<p>子育て中の親子が気軽に情報交換や交流を行うことができる場を提供するため、すこやかプラザの子育て支援ゾーンPAL及び10か所のつどいの広場を設置しており、在宅で子育てをしている保護者を中心に不安・負担感の軽減に努めた。利用人数は新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度に大幅に減少したが、年々増加し、影響を受ける以前の水準に戻ってきている。今後についても利用者数の増加を図るための方策を検討していく。</p>				
今後の 取組方針	<p>引き続き多くの子育て世帯に利用してもらえるように、各施設に応じた事業やサービス等を提供できる方法を検討していく。また、兵庫県が実施する子育て支援員研修の受講等を通し、対応を行うスタッフの資質の維持・向上を図り、個別の状況に応じた情報提供、相談援助、関係機関への適切なつなぎ等を利用者に対して円滑に行えるよう機能を強化していく。</p>				

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の進捗状況等

(6-1) 一時預かり事業 (幼稚園型)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(延べ日数)	60,180	59,655	59,105	58,858	58,870
②確保方策(延べ日数)	60,180	59,655	59,105	58,858	58,870
差(②-①)(延べ日数) 計画の需給の状況	0	0	0	0	0
③申請日数(延べ日数)	61,915	79,371	86,867	95,745	—
④確保日数(延べ日数)	61,915	79,371	86,867	95,745	—
差(④-③)(延べ日数) 実績の需給の状況	0	0	0	0	—
差(④-②)(延べ日数) 確保の状況	1,735	19,716	27,762	36,887	—
取組の 成果と課題	<p>幼稚園型一時預かり事業の延べ日数については、公立幼稚園(9園)13,374日、私立幼稚園(本市所在施設13園、他市所在施設3園)82,371日、計95,745日となり、量の見込みを36,887日上回った。</p> <p>増加理由としては、幼稚園型一時預かり事業の年間実施日数の増加や受け入れの緩和、幼稚園型一時預かり事業を開始した市内私立幼稚園が1園増加したことなどが考えられる。</p> <p>また、当該事業の需要が高まり、各年度ごとの延べ利用日数も増となり、事業実施により保護者の心理的・身体的負担を軽減することができた。</p>				
今後の 取組方針	<p>公立幼稚園については、園児の心身の健全な発達や保護者の子育て支援を図るため、実施体制を確保したうえで事業を継続していくとともに、令和8年度の事業の拡充に向けて、公立幼稚園職員と意見交換等を行いながら、事業を円滑に実施するための方策を検討する。また、私立幼稚園については、預かり保育の一層の充実を図ってもらうよう働きかけ、一時預かりを希望する保護者の子育てニーズに対する支援を行う。</p>				

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の進捗状況等

(6-2) 一時預かり事業 (幼稚園型除く)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(延べ日数)	20,093	20,007	19,872	19,787	19,743
②確保方策(延べ日数)	20,093	20,007	19,872	19,787	19,743
幼稚園型除く	19,320	19,238	19,108	19,026	18,984
ファミリーサポートセンター	773	769	764	761	759
差(②-①)(延べ日数) 計画の需給の状況	0	0	0	0	0
③申請日数(延べ日数)	11,744	10,664	12,945	14,218	—
④確保日数(延べ日数)	11,744	10,664	12,945	14,218	—
幼稚園型除く	11,449	10,220	12,290	13,768	—
ファミリーサポートセンター	295	444	655	450	—
差(④-③)(延べ日数) 実績の需給の状況	0	0	0	0	—
差(④-②)(延べ日数) 確保の状況	▲ 8,349	▲ 9,343	▲ 6,927	▲ 5,569	—
取組の 成果と課題	<p>保育所等の一時預かり事業は、新型コロナウイルス感染症の影響が減少し、令和4年度に比べると利用数は増加している。</p> <p>また、すこやかプラザ及びつどいの広場2か所において、在宅で子育てをしている保護者を中心に、リフレッシュ等を目的とした一時預かり事業を実施し、育児の負担軽減に繋げた。利用日数は新型コロナウイルス感染症の影響により一時大幅に減少したが、そこから年々増加し、令和5年度は前年度並みで感染症の影響を受ける前の水準を保つことができた。</p> <p>【令和5年度実績】</p> <p>保育所等 : 12,464日 (令和4年度 : 10,954日)</p> <p>つどいの広場等 : 1,304日 (令和4年度 : 1,336日)</p> <p>ファミサポ : 450日 (令和4年度 : 655日)</p>				
今後の 取組方針	<p>一時預かり事業は育児世帯にとって緊急時に不可欠なものであるため、今後も引き続き、市報、子育て情報誌及び、ホームページ等で情報発信を行い、利用者への周知を図っていく。</p>				

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の進捗状況等

(7) 病児・病後児保育事業	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(延べ日数)	2,481	2,453	2,432	2,410	2,390
②確保方策(延べ日数)	2,481	2,453	2,432	2,410	2,390
差(②-①)(延べ日数) 計画の需給の状況	0	0	0	0	0
③申請日数(延べ日数)	968	1,598	1,469	1,557	—
④確保日数(延べ日数)	968	1,598	1,469	1,557	—
差(④-③)(延べ日数) 実績の需給の状況	0	0	0	0	—
差(④-②)(延べ日数) 確保の状況	▲ 1,513	▲ 855	▲ 963	▲ 853	—
<b>取組の 成果と課題</b>	<p>子どもが病気等により家庭や集団での保育が困難な場合に、一時的に病児・病後児保育室で保育・看護することにより、保護者の子育てと就労を両立できるよう支援を行っているところである。</p> <p>令和元年度から令和2年度にかけて病児保育室の利用者数が減少したが、その要因は新型コロナウイルス感染症が拡大した影響で病児保育室の利用を控える保護者が多かったことや働き方として在宅勤務が広まり自宅で子どもを看病する保護者が増えたことによる影響である。</p> <p>令和3年度には感染症への対策が進み、併せてウィズコロナの新しい生活様式が定着し始めたこともあって、令和3年度以降、病児保育室の利用者数は概ね増加傾向に転じており、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の水準まで利用者数は回復しているものと考えている。</p> <p>そうした中、計画では4カ所の病児保育室で利用者の受け入れを確保するとしているが、令和3年9月から小中島診療所の休止が継続しており、再開の目途が立たず、現在は3カ所の病児保育室で事業を実施していることから、新たな病児保育室を確保する等の対策が必要と考えている。</p> <p><b>【実施施設】</b>                      小中島診療所キッズケアハウス(4床)(令和3年9月から休止中)                      高原クリニック病児保育室(4床)                      堀内小児科むこのそ病児保育室(6床)                      兵庫県立尼崎総合医療センター病児・病後児保育室(5床)</p> <p>(参考) 在園時以外の病児を預かる保育施設(企業主導型保育事業)                      GreenHouse尼崎園                      すまいる保育園柱木</p>				
<b>今後の 取組方針</b>	<p>当面の間は、3カ所の病児保育室で事業を継続するものとするが、市民から新たな病児保育室の確保を求める意見が寄せられている一方で、事業の終了を考えている病児保育室もあることから、他都市の実施事例の情報収集しながら、これまでの医療機関併設型病児保育室以外の方法として、訪問型による病児保育事業の導入が可能かなど市民の利便性向上につながる対応を検討していく。</p>				

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の進捗状況等

(8) 子育て援助活動支援事業 (ファミリーサポートセンター)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(延べ日数)	1,600	1,571	1,555	1,533	1,512
②確保方策(延べ日数)	1,600	1,571	1,555	1,533	1,512
差(②-①)(延べ日数) 計画の需給の状況	0	0	0	0	0
③申請日数(延べ日数)	1,071	1,106	1,343	1,753	—
④確保日数(延べ日数)	1,071	1,106	1,343	1,753	—
差(④-③)(延べ日数) 実績の需給の状況	0	0	0	0	—
差(④-②)(延べ日数) 確保の状況	▲ 529	▲ 465	▲ 212	220	—
取組の 成果と課題	「子育てを援助してほしい人」と「子育てを援助したい人」が会員となって、地域で互いに子育てを支え合う仕組みであり、地域で子どもを育む意識の醸成と主体的な環境づくりの取組を促進している。令和5年度の利用件数は増加傾向にあり、新型コロナウイルス感染症の影響のなかった令和元年度の水準よりも100件程度少ないところまで回復した。				
今後の 取組方針	今後において、市ホームページや子育て関係冊子等で本庁舎のセンター窓口の利便性をPRするとともに、保育所や児童ホームの入所手続所管課等との連携をすることにより、利用件数の更なる増加を図る。 また、登録申請時に緊急度の確認を行い、緊急度の高い方については、コーディネーターまでの日程を短縮するよう取り組んでいく。				

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の進捗状況等

(9) 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人)		3,560	3,544	3,529	3,513	3,497
②確保方策	実施機関	健康増進課、北部・南部地域保健課				
	実施体制	本市訪問員(保育士:臨時的任用職員)による訪問				
③量の見込みの実績 (対象児童数(人))		3,117	3,445	3,098	3,291	—
④確保方策の実績	実施機関	健康増進課、北部・南部地域保健課				
	実施体制	本市訪問員(保育士:臨時的任用職員)による訪問				
取組の 成果と課題		<p>「出産・子育て応援給付金事業」を活用し、全戸訪問時に給付金申請書を渡すことにより、訪問実施率が93.2%から98.9%に大幅に増加した。訪問を希望しない場合は電話での相談(3件0.1%)を行い、訪問と電話を合わせた相談実施率は99.0%であった。こんにちは赤ちゃん事業により継続した支援が必要と判断した家庭に対しては、担当保健師による事後フォロー(58件1.8%)を行った。</p> <p>生後2か月頃の時期に訪問員が訪問することで、子育ての不安や育児負担感の解消に向けた情報の発信や相談支援につなげていることから、児童虐待の発生予防、早期発見にも寄与している。</p>				
今後の 取組方針		<p>訪問した対象者からは顔を合わせることで相談しやすく、「訪問を楽しみにしていた」「色々なことを聞いて本当によかった」といった声もあった。子育て応援給付金を申請するためには面談が必須となるため、今後も訪問実施率の維持・増加が見込まれ、地区担当保健師と連携することで、切れ目のない支援を実施していく。</p> <p>家庭訪問では、特に多様なニーズや背景を捉えた上での支援が必要となり、高いスキルが必要となってくることから、引き続き訪問員の研修等を通じて訪問員のスキルアップを図るとともに、より多くの家庭に訪問できるよう人材を確保していく。</p>				

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の進捗状況等

(10) 養育支援訪問事業		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人)		878	897	905	909	911
②確保方策	実施機関	健康増進課、北部・南部地域保健課				
	実施体制	本市に登録している育児支援専門員による訪問				
③量の見込みの実績 (相談者数(人))		913	515	518	811	—
④確保方策の実績	実施機関	健康増進課、北部・南部地域保健課				
	実施体制	本市に登録している育児支援専門員による訪問				
取組の 成果と課題	<p>妊娠中及び出産後の早期から専門員を継続して派遣することで、子どもの発達に応じた小さな変化や、養育者の不安に対してタイムリーな助言・指導を行っている。終了時のアンケート結果では、事業を利用した全員が事業を利用して「良かった」と回答しており、「育児のことについて聞いて心強かった」「相談相手になってもらえてよかった」等、前向きな意見が多かった。そのようなことから、当該事業が育児不安の軽減や母子関係の定着につながり、児童虐待リスクの軽減につながっていると考えられる。</p> <p>新規件数の上昇については、R5年度から申請様式を改訂したことに加え、妊娠8か月アンケートを実施したことや、産婦健診事業の開始に伴い、妊娠中から生後3か月までに介入(83.3%)できたことから、ハイリスク妊産婦の早期把握・早期支援につながったことが理由であると考えられる。</p>					
今後の 取組方針	<p>訪問件数が増加傾向であること、家庭訪問では多様なニーズや背景を捉えた上での支援が必要となり、高いスキルが必要となってくることから、引き続き、必要な人材を確保し、専門員への研修等を通じて、より専門的な支援を行う基盤を整備し、対象者と地域社会とのつながりを支援していく。</p> <p>今後も専門員からの要望のあった内容に沿った連絡会を開催し、より円滑な事業の遂行を図っていく。</p>					

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の進捗状況等

(11) 妊婦健康診査事業		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人(回数))		6,136 (46,944)	6,108 (46,733)	6,082 (46,535)	6,055 (46,324)	6,027 (46,113)
②確保方策	実施場所	委託医療機関(委託医療機関以外及び助産所受診の場合は償還払い)				
	検査項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前期健診: 診察・検尿・超音波・血液検査等</li> <li>・後期健診: 診察・検尿・超音波・血液検査等</li> <li>・基本健診: 診察・検尿等</li> </ul>				
	実施時期	通年実施				
③量の見込みの実績 (人(回数))		5,812 (47,420)	5,662 (44,431)	5,311 (42,960)	5,206 (41,602)	—
④確保方策の実績	実施場所	委託医療機関(委託医療機関以外及び助産所受診の場合は償還払い)				
	検査項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前期健診: 診察・検尿・超音波・血液検査等</li> <li>・後期健診: 診察・検尿・超音波・血液検査等</li> <li>・基本健診: 診察・検尿等</li> </ul>				
	実施時期	通年実施				
取組の 成果と課題	<p>妊婦健診の超音波検査について、全14回の健診のうち6回の助成としているが、実態としては全ての健診で実施されており、7回目以降は自己負担が生じている。</p> <p>令和5年度より産婦健診に対する助成を開始し、10%程度(全国平均13.7%)の産婦がこころの健康チェック(EPDS)が9点以上であった。医療機関からの結果報告を受け、ハイリスク産婦の早期把握、早期支援へとつなげている。</p>					
今後の 取組方針	<p>子育て世帯の経済的負担軽減のため、尼崎市医師会と協議する中で妊娠中の体調管理に必要な健診項目を検討していく。</p> <p>令和6年度からは、新たに非課税世帯の妊婦に対して、初回産科受診の費用(1回分10,000円)を助成することで、医療機関と連携した要支援者の更なる早期把握・早期支援を行う。</p>					

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の進捗状況等

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業																
<p>取組の 成果と課題</p>	<p>(1号認定子ども) 保護者が幼稚園等に支払う教材費・行事費等及び給食費(副食材料費)の実費徴収額に対して、生活保護世帯に属する児童にあっては教材費・行事費等の一部を、低所得世帯等に属する児童にあっては給食費(副食材料費)の一部を補助することにより、保護者の金銭的負担の軽減を図った。 また、幼児教育・保育の無償化に伴い、令和元年度より新制度に移行しない私立幼稚園の低所得世帯等に属する児童に係る給食費(副食材料費)も補助対象としている。</p> <p>(2・3号認定子ども) 家計の状況から低所得で生計が困難と考えられる世帯の認定保護者が、保育の提供に必要な日用品、文房具等の購入費や園行事への参加費用等として施設に支払う実費徴収額に対して、上限の範囲内で補助を実施した。</p> <p>【令和5年度実績】</p> <table border="0"> <tr> <td>1号認定</td> <td>教材費・行事費等の支給児童数</td> <td>延べ</td> <td>247人</td> <td>(月額上限@2,500円/人)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>給食費(副食材料費)の支給児童数</td> <td>延べ</td> <td>4,313人</td> <td>(月額上限@4,700円/人)</td> </tr> <tr> <td>2・3号認定</td> <td>教材費・行事費等の支給児童数</td> <td>延べ</td> <td>994人</td> <td>(月額上限@2,500円/人)</td> </tr> </table>	1号認定	教材費・行事費等の支給児童数	延べ	247人	(月額上限@2,500円/人)		給食費(副食材料費)の支給児童数	延べ	4,313人	(月額上限@4,700円/人)	2・3号認定	教材費・行事費等の支給児童数	延べ	994人	(月額上限@2,500円/人)
1号認定	教材費・行事費等の支給児童数	延べ	247人	(月額上限@2,500円/人)												
	給食費(副食材料費)の支給児童数	延べ	4,313人	(月額上限@4,700円/人)												
2・3号認定	教材費・行事費等の支給児童数	延べ	994人	(月額上限@2,500円/人)												
<p>今後の 取組方針</p>	<p>引き続き、生活保護世帯、低所得世帯等に属する保護者が施設等に支払う実費徴収額の一部を補助することで、円滑な施設等の利用を支援する。</p>															

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の進捗状況等

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費）	
<p>取組の 成果と課題</p>	<p>健康面や発達面において特別な支援が必要な児童を受け入れる私立認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助した。（月額@65,300円/人）</p> <p>【令和5年度実績】 1号認定 13人 延べ 137か月 8,946,100円 3号認定 0人</p>
<p>今後の 取組方針</p>	<p>今後も引き続き、私立認定こども園に対する特別支援教育保育経費の補助を行い、良質かつ適切な教育・保育の提供体制の確保を図る。</p>

## 令和6年12月1日設置・事業開始予定の施設等について

## 1 設置予定施設

## (1) にこにこ保育園 下坂部

(ア) 申請者：社会福祉法人にこにこ福祉会  
理事長 梶尾 裕子

(イ) 現在の施設種別：新設

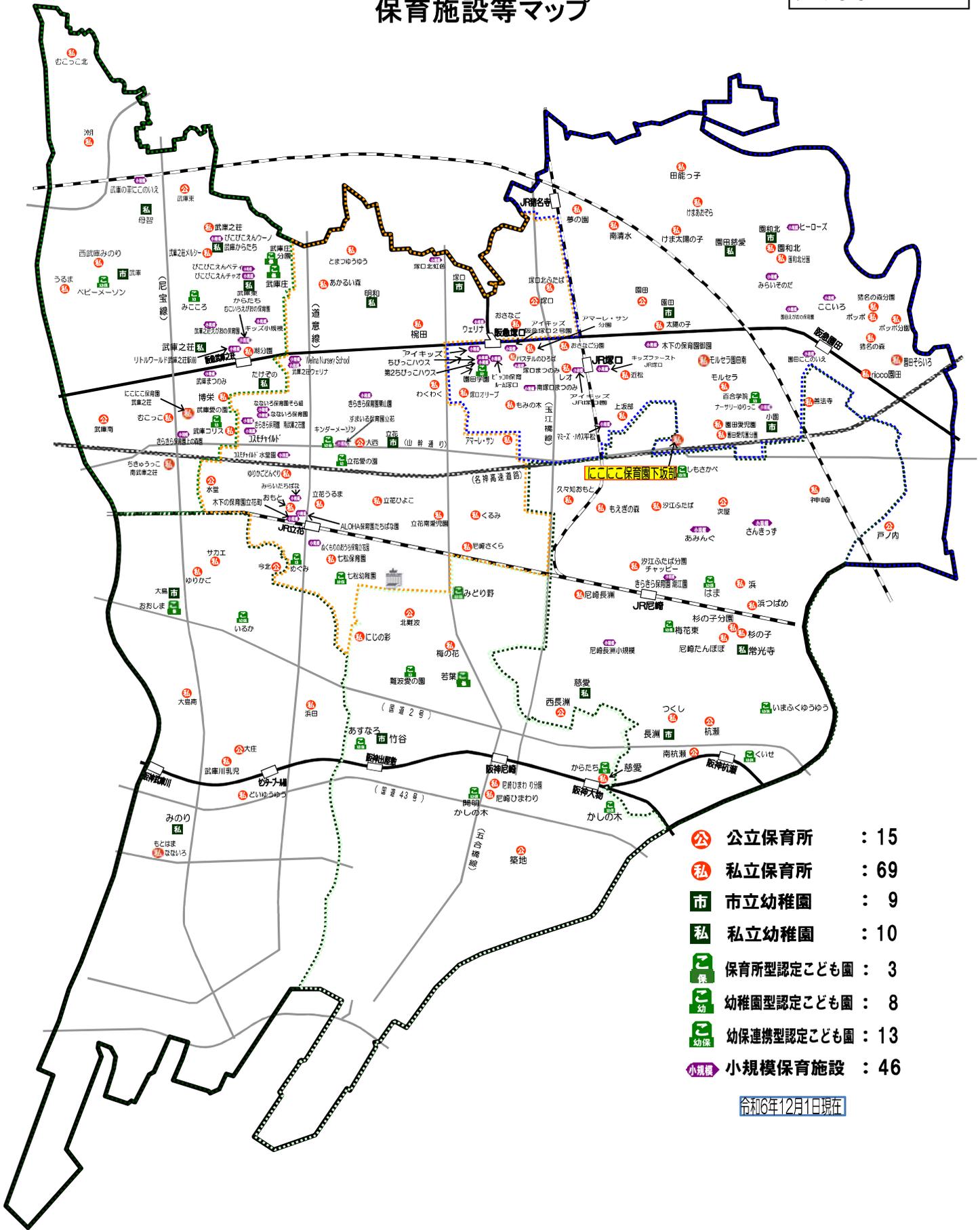
(ウ) 所在地：尼崎市下坂部4丁目4番3号(小田地区)

(エ) 認可定員(利用定員)：90人(90人)

定員	2号認定	3号認定
0歳児		9 ( 9 )
1歳児		15 ( 15 )
2歳児		15 ( 15 )
3歳児	17 ( 17 )	
4歳児	17 ( 17 )	
5歳児	17 ( 17 )	
合計	51 ( 51 )	39 ( 39 )

以上

保育施設等マップ



- 公 公立保育所 : 15
- 私 私立保育所 : 69
- 市 市立幼稚園 : 9
- 私 私立幼稚園 : 10
- 保 保育所型認定こども園 : 3
- 幼 幼稚園型認定こども園 : 8
- 幼保 幼保連携型認定こども園 : 13
- 小規模 小規模保育施設 : 46

令和6年12月1日現在



